

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第23号

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年桑名市規則第13号）
の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当）

第5条の2 条例第8条の2において準用する給与条例第42条の2に規定する在宅勤務等手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、在宅勤務等手当の支給額その他在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第9条中「第51条第1項」を「第51条」に改め、「並びに同条第2項の規則で定める額」を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条の2 条例第15条の2第1項において準用する給与条例第59条（第2項後段を除く。）に規定する勤勉手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第15条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 条例第27条の2第1項において準用する給与条例第59条（第2項後段を除く。）に規定する勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。